

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	児童扶養手当の受給資格・手当額の認定	
根拠法及び条項	児童扶養手当法第6条	
所 管 部 課 名	市民健康部 保険年金課	
審 査 基 準	関係条項	なし
	基 準	<p>○第6条 手当の支給要件に該当する者（以下「受給資格者」という。）は、手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び手当の額について、都道府県知事等の認定を受けなければならない。</p> <p>2 前項の認定を受けた者が、手当の支給要件に該当しなくなった後再びその要件に該当するに至った場合において、その該当するに至った後の期間に係る手当の支給を受けようとするときも、同項と同様とする。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成14年8月1日設定
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数15～40日程度（注：休日は含まない。）
	内 訳	経由期間 日（機関名 ） 協議期間 日（機関名 ） 処分期間 日
	設定等年月日	平成14年8月1日設定
備 考		